

1 開催日時及び場所

日時：令和7年8月22日（金） 13:30～16:30

場所：農林水産省消費・安全局第3会議室（WEB会議形式による開催）

2 出席委員（敬称略）

櫻井裕之、美谷島克宏、天野昭子、相崎健一、石井雄二、成田伊都美、元村淳子

小坂忠司（専門参考人）

3 議事要旨

- (1) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第三条第一項の農薬の登録申請に係る令和元年農林水産省告示第480号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）第1号に掲げる農林水産大臣が定める基準（農薬使用者暴露許容量）その他農薬使用者への影響評価に関する事項についての意見の聴取（ジャパミリルア、ベンジルアデニン（別名ベンジルアミノプリン））【非公開】

- ① ジャパミリルアについては、資料4「ジャパミリルア農薬使用者安全評価書（案）」に基づき審議した結果、ジャパミリルアの農薬使用者暴露許容量（AOEL）及び急性農薬使用者暴露許容量（AAOEL）は設定する必要がないとし、一部修正の上、評価書（案）としてとりまとめることでした承された。
- ② ベンジルアデニン（別名ベンジルアミノプリン）については、資料5「ベンジルアデニン（別名ベンジルアミノプリン）農薬使用者安全評価書（案）」に基づき審議した結果、農薬使用者の健康に著しい影響を与えるおそれはないとし、一部修正の上、評価書（案）としてとりまとめることでした承された。

- (2) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第八条第一項の農薬の再評価に係る令和元年農林水産省告示第480号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）第1号に掲げる農林水産大臣が定める基準（農薬使用者暴露許容量）その他農薬使用者への影響評価に関する事項についての意見の聴取（イミダクロプリド、フィプロニル及び1,3-ジクロロプロペン（別名：D-D））【非公開】

- ① イミダクロプリドについては、資料6-1「イミダクロプリド農薬使用者安全評価書（案）」、資料6-2「公表文献リスト（イミダクロプリド（疫学以外））（案）」に基づき、安全性に係る試験、公表文献、経皮吸収等について審議を行い、継続審議となった。
- ② フィプロニルについては、資料7-1「フィプロニル農薬使用者安全評価書（案）」、資料7-2「公表文献リスト（フィプロニル（疫学以外））（案）」及び資料7-3「公表文献リスト（フィプロニル（疫学））（案）」に基づき審議した結果、フィプロニルの農薬使用者暴露許容量（AOEL）を0.0004 mg/kg 体重/日、

急性農薬使用者暴露許容量（AAOEL）を 0.016 mg/kg 体重と設定することについて了承された。今後、暴露量の推計に関する審議を行うこととし、継続審議となった。

- ③ 1, 3-ジクロロプロペン（別名 D-D）については、資料 8「1, 3-ジクロロプロペン（別名 D-D）農薬使用者安全評価書（案）」に基づき審議した結果、一部修正の上、評価書（案）としてとりまとめることので了承された。

（以上）